

## 南魚沼市地下水の採取に関する条例 令和4年6月一部改正に関するQ&amp;A

令和4年6月30日公開

**既設井戸の定義に関して****Q1-1**

「既設の井戸」について

市の台帳に登録のない井戸は条例第10条第2項の特例が適用できるか。

**A**

条例第10条第2項の特例を適用して掘替およびポンプ交換を行う場合は、必ず事前に市の井戸台帳に登録があるか確認し、登録が無い場合または登録内容が異なる場合は、市職員が現地で確認し、申請の前に現況の井戸情報の仮登録を行います。

口頭での情報だけでは、条例第10条第2項の特例は適用できません。

**Q1-2**

現存していなくても市に登録があれば既設井戸として条例第10条第2項の特例を適用できるか。

**A**

既設井戸と同口径の井戸を継続使用できないことで発生する不利益を解消することが条例第10条第2項の特例の趣旨ですので、現存しない井戸は既設井戸とみなしません。

**Q1-3**

使用を中止し、過去に廃止届を出していた井戸を既設井戸としてみなすことができるか。

**A**

過去に廃止届提出済みの井戸は条例第10条第2項の特例を適用できません。廃止届の提出が無くても、過去に掘替等によって廃止すべき井戸であった事がわかった場合は特例を適用できません。

**申請方法に関して****Q2-1**

条例第10条第2項の特例を適用し、既設井戸と同じ吐出口径で掘替（ポンプ交換）を行う場合の申請方法は。

**A**

申請方法は変わりませんが、水量計算が不要となるため、申請書の消雪面積・許可水量などの記入を不要とし、建築面積等の確認資料や主要配管の系統図の添付を不要とします。

なお、添付書類については、全体的な見直しを行い、申請書の裏面に申請内容ごとに添付が必要な書類をチェック式で表記しましたので、ご確認のうえご用意ください。

## Q2-2

掘替またはポンプ交換の場合、通常どおり消雪面積から水量計算してポンプの吐出口径を選定できないか。

**A**

水量計算を行い、通常の申請をする場合と条例第 10 条第 2 項の特例適用の申請の 2 とおりの申請方法があります。

## Q2-3

新規設置の場合の申請はどうすればよいか。

**A**

申請方法はこれまでと変わりません。

### 特例の適用基準に関して

## Q3-1

条例の一部改正前の基準で申請し、既設井戸より吐出口径が小さくなる掘替（またはポンプ交換）の許可を受けている場合、一部改正後の条例第 10 条第 2 項の特例を使って既設と同じ吐出口径のポンプを設置できるか。

**A**

完了検査前であれば、変更許可の申請を行い、許可の内容を変更してください。

今回の条例の一部改正に関して、許可済みの井戸に条例第 10 条第 2 項の特例を適用させるために変更許可申請を行う場合は申請書 2 部のほかに、発行済みの許可証 1 式を提出してください。

許可証、看板、手数料納入通知書を改めて発行します。

## Q3-2

条例の一部改正前の基準で申請し、新規設置の許可を受けている場合、一部改正後の別表第 3 の許可水量に応じた吐出口径のポンプに変更して設置できるか。

**A**

完了検査前であれば、変更許可の申請を行い、許可の内容を変更してください。

今回の条例の一部改正に関して、許可済みの井戸に一部改正後の基準を適用させるために変更許可申請を行う場合は申請書 2 部のほかに、発行済みの許可証 1 式を提出してください。

変更許可に際し、許可証、看板、手数料納入通知書を改めて発行します。

### Q3-3

土地の前所有者が使用していた既設井戸に条例第 10 条第 2 項の特例を適用して、掘替（ポンプ交換）を行い、現状の土地利用状況に対して揚水量が過大と考えられる規格の井戸ポンプを設置してもよいか。

#### A

市に登録があり、使用中の井戸であれば条例第 10 条第 2 項の特例が適用できます。しかし、地下水の適正利用のため、過剰な揚水とならないよう、適正なポンプ吐出口径の選択をお願いします。

### Q3-4

条例第 10 条第 2 項の特例のほかに基準が変わったところはあるか。

#### A

「条例別表第 3 許可水量に対する揚水機の吐出口径・ケーシング口径の基準」を見直しました。これに伴い、条例別表第 4、5、6 のケーシング口径の基準も変更しました。

### Q3-5

平成 29 年度の条例改正から、今回の条例の一部改正までの間に掘替（ポンプ交換）を行った井戸で、水量計算により従前の井戸より吐出口径が小さくなっていた場合、口径が小さくなる前のポンプ吐出口径を既設井戸として一部改正後の条例第 10 条第 2 項の特例を適用できるか。

#### A

2 つ前の井戸（ポンプ）となるため、既設井戸として条例第 10 条第 2 項の特例を適用できません。一部改正後の別表第 3 の基準を用いて判定させていただきます。

### Q3-6

条例第 10 条第 2 項の特例を適用して既設井戸を掘替（ポンプ交換）する場合の既設井戸の本数の上限は。

#### A

住宅用であれば、1 本までです。事業所用に関しては、既設井戸の本数を上限として掘替（ポンプ交換）が可能です。

### Q3-7

条例第 10 条第 2 項の特例を適用し、事業所用の複数の既設井戸を廃止して 1 本に集約する場合の基準は。

#### A

廃止する井戸ポンプ吐出口径に対する条例別表第 3 の範囲の許可水量の合計から、掘替設置する井戸のポンプ吐出口径を選定できます。

掘替後井戸が吐出口径  $\phi 50$  mm を超えた場合も、条例第 10 条第 2 項の特例を適用するため、地下水対策委員会への諮問は不要です。

### Q3-8

条例第 10 条第 2 項の特例を適用して掘替（ポンプ交換）を行う申請で、地下水対策委員会への諮問が必要な場合はあるか。

**A**

条例第 10 条第 2 項の特例が適用できるものは、地下水対策委員会への諮問が不要です。

### Q3-9

重点区域での住宅用のポンプ交換では、条例第 10 条第 2 項第 3 項と第 5 項のどちらの基準が適用されるのか。

**A**

既設井戸のストレーナーの上端が 60 メートル以深かどうかで、適用する基準が変わります。

ストレーナーの上端が 60 メートル以深の場合のポンプ交換は、住宅用では条例第 10 条第 2 項第 3 項の基準により、住宅用地内で 1 本、吐出口径  $\phi 50$  mm を上限として既設井戸と同口径以下のポンプに交換できます。

ストレーナーの上端が 60 メートルより浅い場合、または確認できない場合は、条例第 10 条第 2 項第 5 項の基準によりポンプの吐出口径を選定します。この場合の申請方法は、これまでの重点区域でのポンプ交換と変わりません。

## その他

### Q4-1

条例の一部改正後の基準が適用されるのはいつからか。

**A**

条例の施行日（令和 4 年 7 月 1 日）以降の受付分からです。

### Q4-2

一部改正条例の条例第 10 条第 2 項の特例はいつまで適用できるのか。

**A**

地盤沈下の状況により判断していく必要があるため、期限を定めていません。既設と同等の井戸規格を許可するもので、揚水量が増える原因とはならないことから、地盤沈下に直ちに影響を与えるものではないと考えています。